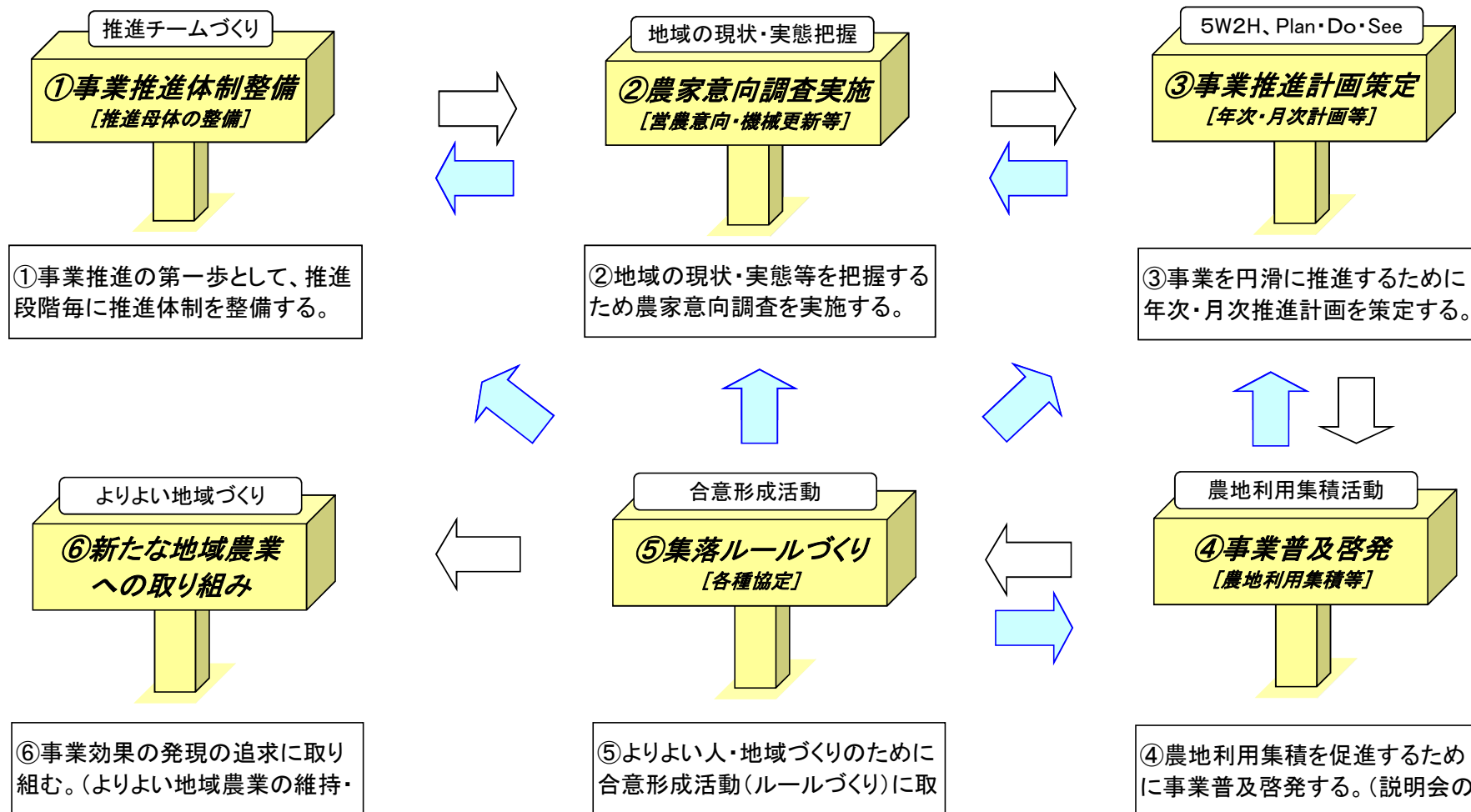



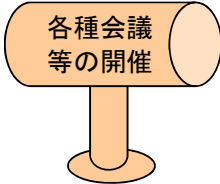
補足説明資料

## 農地集積事業推進すごろく

～事業を円滑に進めるために！～




※基本的な推進活動は白矢印の①～⑥の流れになりますが、推進状況に応じて青矢印の流れのように基本に戻って推進することも大切です。(同時並行の推進も必要)

推進項目	マス NO.	実施ポイント 《基本的に各項目の実施主体は、推進事務局(市町村・改良区等)》	
		(1)事業推進体制の整備（別紙資料NO.1「事業推進体制図」参照） 事業推進の第一歩として、事業採択時（本来は採択前）に推進事務局が主体となり、事務局、役員、集落の3つの推進段階毎に推進チーム（調整組織等）を結成し、推進母体を整備する。	
	1	<b>事業推進チームの設置</b> 1) 地元関係機関（市町村、農委、改良区、JA等）を構成に農地集積を推進するチームを結成する。 2) 定期的に打合せすることで情報の共有化を図り、推進計画や推進方針等について検討する。 3) 構成メンバーは、毎年固定するとベスト。（人事異動を除く）	
	2	<b>推進役員連絡協議会の設置</b> 1) 農地集積推進役員として地区（各集落）の代表者を構成とした連絡協議会を結成する。 2) 定期的に調整会議を開催することで情報の共有化を図り、推進方策等について検討する。 3) 構成メンバーは極力、担い手を選任しないよう調整する。（推進上困難な場合もある。）	
	3	<b>農用地利用改善団体の設立</b> 1) 集落毎（活動しやすい単位）に地権者で構成する農用地利用改善団体（アグリセンター）を結成する。 （設立が困難な場合は「④事業普及啓発」若しくは「⑤集落ルールづくり」の段階での設立でも可） 2) 随時、土地利用や担い手育成について地域全体で協議・検討し、新しい地域農業の確立を目指す。	
		(2)役割の分担（別紙資料NO.2「役割分担表」参照） 推進チーム（各組織）設置・設立後、事務局、役員、集落の3つの推進段階毎に推進活動項目等を整理し、役割を分担することで効率的な推進を図る。	
	4	<b>役割分担（関係機関）</b> 推進業務に係る主な役割を関係機関・団体別に分担し、効率的な推進を図る。	
	5	<b>役割分担（推進役員）</b> 役員活動の主な役割を整理し、作業分担することで効率的な推進を図る。	
	6	<b>役割分担（改善組合）</b> 組織運営に係る主な活動項目を整理し、構成員間で役割分担することで効率的な組織運営を図る。	
			(3)各種会議等の開催 事業推進体制整備後は随時、推進段階毎に会議・会合を開催し、担い手育成・農地集積等の促進を図る。 推進体制が整うまでは市町村、改良区等の事務局が支援機関としてセッティングする。
		7	<b>事業推進チーム打合せ</b> 定例会議の他、基本的に役員会や集落会議の開催前に協議内容等について検討する。
8		<b>推進役員会議</b> 総合的な土地利用調整（毎年の集積計画や作業料金の設定、出し手の掘り起こし等）について協議する。	
9		<b>集落会議</b> 農用地や農業機械の有効利用、担い手の選定や育成・支援等について話し合う。	
10	<b>担い手会議</b> 地区の担い手全員で作業計画や作業料金設定の調整を行う。（担い手間で部会等を設置すると効果的）		


②農家意向調査実施


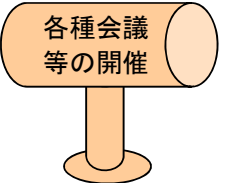
NO.2

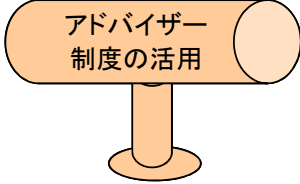
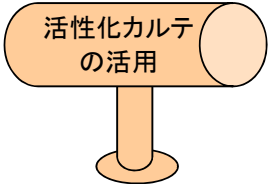
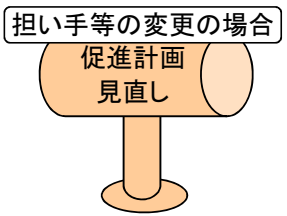
推進項目	マス NO.	実施ポイント 《基本的に各項目の実施主体は、推進事務局(市町村・改良区等)》
		(1)農家意向調査の実施（別紙資料NO.3「農家意向調査について」参照） 地域の実情にあった事業推進計画や地域ビジョンを策定するにあたり、推進事務局が主体となって、農家全戸を対象とした営農意向調査を実施し、地域農業の現状・実態の把握と今後の方向付けを行う。 (事業採択前、事業実施中、事業完了後 随時実施)
	11	<b>目的確認、項目等の検討</b> 1) 何のために実施するかを十分検討し、目的を農家にしっかり説明する。 2) 調査項目は、ポイントをおさえて整理する。
	12	<b>調査、集計、分析</b> 1) 調査方法は、内容にもよるが地域の実情を十分把握するためにも面談方式（対面式）が効果的。 2) 濃密な集計・分析結果を出すためにも回収率は9割以上を目指し、集計・分析作業は速やかに行う。
	13	<b>農家へ結果報告</b> 1) 分析後は、早期に農家へフィードバックする。（現状・実態から考えられる今後の方向性を示す。） 2) 報告後は、推進活動計画や利用調整の材料として活用する。


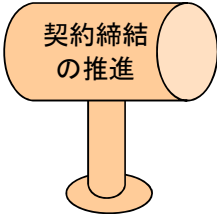
③事業推進計画策定

NO.3

推進項目	マス NO.	実施ポイント 《基本的に各項目の実施主体は、推進事務局(市町村・改良区等)》
		(1)事業推進計画の策定（別紙資料NO.4「利用集積活動計画(年次・月次)」参照） 農家営農意向調査の分析結果等を踏まえ、推進事務局が主体となって地域の実態を踏まえた推進計画(活動計画、集積計画等)を策定し、事業推進の円滑化を図る。(年次推進計画と月次推進計画 → 実行・検証)
	14	<b>意向調査結果再分析</b> 計画づくりの基礎資料となる直近の意向調査結果を再分析する。（地域の実態や意向の再検証）
	15	<b>年度別推進活動計画作成</b> 1) 年次毎に推進テーマ（達成すべき目標）を設定し、全体計画（目標年度まで）を作成する。 2) 実効性を高めるため5W2H（いつ、誰が、どこで、何を、何故、どうやって、どの程度）で整理する。
	16	<b>月別推進活動計画作成</b> 1) 年度別推進計画の詳細版として、推進テーマに沿って月次毎に、5W2Hで整理する。 2) 事務局会議等で随時、年度別推進計画と合わせて進捗状況等を検証する。 3) 推進役員にも年度別推進計画と合わせて示す。（共有化）
		<b>(2)促進計画との整合(進捗状況確認)</b> 促進計画に掲げている「経営体育成計画」「農地流動化計画」と整合性をとる。
	17	<b>担い手育成計画確認</b> 促進計画の経営体育成計画を再確認する。 （担い手の経営実態にあった育成計画を検討する。⇒ 生産組織化、法人化、集落営農組織化等）
	18	<b>農地集積計画確認</b> 促進計画の農地流動化計画を再確認する。 （担い手や農家の営農意向に基に流動化計画を検討する。⇒ 所有権移転、賃借権設定、作業受委託等）

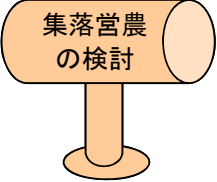
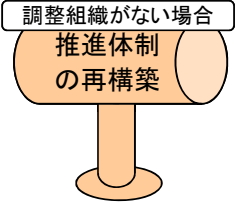
推進項目	マス NO.	実施ポイント 《基本的に各項目の実施主体は、推進事務局(市町村・改良区等)》	
		(1)事業の普及啓発（別紙資料NO.5、NO.6、NO.7 参照） 農地利用集積の促進を図るために年次・月次推進活動計画に沿って「推進事務局」「推進役員」「農家」それぞれが主体となって事業普及啓発する。（Plan・Do・SeeのDo「実行」）	
	19	<b>推進役員リーダー育成</b> 工事着手前に推進役員の資質向上のために、研修会、勉強会等を定期的で開催する。 （役割の確認、事業制度の確認、地区に合った農地集積手法の検討）	
	20	<b>促進計画再公表</b> 促進計画の抜粋版（農地流動化計画、経営体育成計画、農業機械利用計画等）を説明会や座談会の場で農家に示す。（計画変更時も同様）	
	21	<b>集積手法の提示</b> 地域に合った有利な農地の利用調整を図るため、利用集積の手法（所有権移転、賃借権設定、農作業受委託、特定農作業受委託等）について、推進役員会議等で十分協議し、農家（農用地利用改善団体等）へ提示する。（賃借権設定と農作業受委託の違い等）	
	22	<b>農地集積パンフ作成、配布</b> 定期的に地区のカラー（特色）を出した独自の啓発資料（情報誌等）を作成し、各農家へ配布する。 （例：担い手の紹介、農地集積計画の提示や実績の報告、事業制度（目的・要件）、その他農業情報）	
	23	<b>担い手PR活動</b> 担い手を地域に周知させるため、推進役員が主体となり定期的に集落会議やパンフレット等でPRする。 （例：担い手の顔写真や集合写真、コメント・メッセージ等を掲載したPRパンフレットを配布する。）	
	24	<b>出し手掘起こし活動</b> 担い手への利用集積を促進させるため、推進役員が主体となって個別訪問等により出し手を掘り起こす。	
		(2)各種会議等の開催 事業推進活動計画策定後も随時、推進段階毎に会議・会合を開催し、担い手育成・農地集積等の促進を図る。 （キーワードは「話し合い」⇒とことん話し合う⇒協議・調整・検討） 農用地利用改善団体等、推進体制が整うまでは市町村、改良区等の事務局が支援機関としてセッティングする。	
		25	<b>事業推進チーム打合せ</b> 定例会議の他、基本的に役員会や集落会議の開催前に協議内容等について検討する。
		26	<b>推進役員会議</b> 総合的な土地利用調整（毎年の集積計画や作業料金の設定、出し手の掘り起こし等）について協議する。
27		<b>集落会議</b> 集落毎に（未整備区域も含めて）農用地の有効利用、担い手の選定や育成・支援等について話し合う。	
28		<b>担い手会議</b> 地区の担い手が一堂に会し、全員で作業計画や作業料金の調整等を定期的に行う。 （組織化・法人化検討、情報交換、ネットワークづくり）	
29		<b>農地集積戦略会議(検討会)</b> 年に2～3回程度、地元関係機関と支援機関（県、土地連、公社等）が一堂に会し、地区の現状・課題・対策等について検討し、今後の方向付けを行う。（状況により地区代表者も含めて実施する。）	

推進項目	マス NO.	実施ポイント 《基本的に各項目の実施主体は、推進事務局(市町村・改良区等)》
		<p>(3)アドバイザー制度の活用 地区の課題や問題点の解消と、より一層の農地利用集積を図るため、「農地集積アドバイザー」を派遣要請し、推進役員等を対象とした農地集積研修会や先進地視察研修等で研修講師として活用する。</p>
	30	<p>農地集積研修会開催 1) 推進役員等の資質向上や地域一丸となった推進体制を構築すること等を目的とした農地集積研修会を開催し、他地域の農地集積手法や取り組み事例等を研修する。 2) 研修講師は、専門分野を確認した上で「農地集積アドバイザー」を派遣要請すると効果的。</p>
	31	<p>先進地研修会開催 1) 推進役員の資質向上を目的とした先進地視察研修会を開催し、県内外問わず他地域の農地集積手法や取り組み事例等を研修する。(事前に研修地区の勉強会を実施して研修に望むと効果的) 2) 県内開催時の研修講師は、専門分野を確認した上で「農地集積アドバイザー」を活用すると効果的。</p>
	32	<p>各種イベント開催 地域住民(老若男女)を対象に、人づくり・地域づくりをテーマとしたイベントを年1回程度開催し、地域間交流による農業農村の活性化を図る。</p>
	33	<p>経営所得安定対策勉強会 担い手及び地域として水田経営所得安定対策に対応できるよう、また、既に設立している集落営農組織における共同販売経理や法人化に関する勉強会を担い手等を対象に定期的で開催する。</p>
		<p>(4)活性化カルテの活用 促進計画の早期達成と農地集積の効率的推進を図るために、地区の課題や問題点、その対応策等を項目別に整理した「農業農村活性化カルテ」を活用する。</p>
	34	<p>事業推進チーム打合せ 年度始めに事業推進チーム打合せ又は農地集積戦略会議等で、推進活動計画や推進方策について、活性化カルテを活用し、具体策を検討する。</p>
	35	<p>推進役員会議 年度始めに推進役員会議の場で、活性化カルテを提示し、地区の現状・課題等について推進役員各々の意思統一を図るとともに推進方策等の検討を行う。</p>
		<p>(5)促進計画見直し 農業情勢や地域農業(関係農家の営農意向)の変化に伴う促進計画の見直し(一部変更)を定期的に行う。(現促進計画が地域農業の実態に合っているかを定期的を確認し、現状に合った促進計画に見直す。)</p>
	36	<p>事業推進チーム打合せ 促進計画の進捗状況(経営体育成計画等)を事業推進チームで定期的を確認する。(担い手の変更を伴う場合は担い手(候補)本人の意志を十分確認した上で変更計画案を作成する。)</p>
	37	<p>推進役員会議(承認) 担い手等の変更を伴う場合は、推進役員会議で変更理由や妥当性を十分協議し承認を得る。</p>
	38	<p>計画変更手続き、ヒアリング 地元関係農家へ内容を周知後、計画変更の関連資料を作成し、県のヒアリングを受ける。(毎年9月頃)</p>

推進項目	マス NO.	実施ポイント 《基本的に各項目の実施主体は、推進役員、農用地利用改善団体等》
		<p>(1)集落ルールづくり（別紙資料NO.8 参照） 農地集積の実績確保、人づくり地域づくりのために集落における合意形成活動（各種ルールづくり）に取り組む。 （事業完了後も地域として活性化（有効な土地利用、営農活動等）が維持できる体制を構築する。）</p>
	39	<p><b>集団転作の実施（PR等）</b> 集団転作による作業効率や収益の拡大が図れるよう事前転作・事後転作の調整、さらには、事業完了後の転作の取り組みにおいて、BR等地域に合った集団化手法を検討する。</p>
	40	<p><b>水稻連坦団地の形成</b> 集団転作同様、生産コストの削減を図るため、担い手を中心に耕作者毎の水稻連坦化形成に取り組む。 （連坦化形成手法として「所有と利用の分離」による取り組みも検討する。）</p>
	41	<p><b>機械更新時の対応ルール化</b> 農家個々による機械設備投資の抑制を図るため、農業機械が故障した場合の対応として、更新しない旨のルール化を地域として検討する。（例：農用地利用改善団体等がある場合は、規約に記載する。）</p>
	42	<p><b>作付協定（作物別、品種別）</b> 作業効率アップのために、団地毎に作物（品種）を統一し、一連作業ができるよう調整する。 （産地づくり交付金等団地化要件への対応 ⇒ 出し手の協力必要）</p>
	43	<p><b>会議等欠席者のフォロー</b> 推進役員の役割として、会議資料の配付の他、会議内容、次回検討事項等について欠席者に説明する。 （毎回欠席者に対応するのは難しいため、会議開催時には、出席するよう事前に声かけをする。）</p>
		<p>(2)契約締結の推進 農地集積の実績確保と契約当事者（出し手と受け手）が随時、契約内容の確認ができるよう契約締結を推進する。 （小作料、農作業料金等の精算状況も領収書や通帳により明確にする。）</p>
	44	<p><b>契約関連勉強会の開催</b> 関係農家を対象に契約締結の理解のため、必要性やメリットについて、わかりやすい資料を用いて随時、勉強会を開催する。（未契約地の解消）</p>
	45	<p><b>委託先の変更（担い手へ）</b> 担い手以外に作業等を頼んでいる出し手に対しては、推進委員が主体となって事業趣旨を再度説明し、時期を決めて担い手へシフト替えするよう誘導する。（無理矢理誘導するのは避ける。）</p>
	46	<p><b>小作料、農作業料の設定</b> 農業委員会の標準小作料等を参考に地域に合った料金を設定する。（例：地区内統一料金）</p>
	47	<p><b>契約書等作成</b> 推進事務局が主体となり、地域で調整した計画に基づき、農作業受委託契約書等の作成支援を行う。</p>
	48	<p><b>契約会の開催</b> 農作業受委託契約においては、契約当事者（出し手と受け手）が一堂に会し、推進役員立会の下、契約内容を確認の上、押印する。（例：毎年集落単位で実施）</p>
49	<p><b>実績確認検査</b> 毎年1月頃に県が実施する実績確認検査に向け、推進事務局が主体となり受検体制を整備する。 （契約書、農地集積状況図、その他関係書類の準備）</p>	

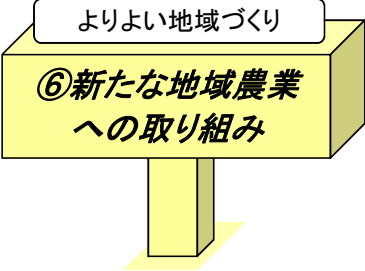
⑤集落ルールづくり

NO.8

推進項目	マス NO.	実施ポイント 《基本的に各項目の実施主体は、推進役員、農用地利用改善団体等》
	50	<b>2階建てシステムの検討</b> 地域（集落）として、事業完了後も持続的に効率的な土地利用や営農に取り組むシステムを構築するために「2階建て地域営農システム」の導入を検討する。 （1階部分は農用地の利用調整組織⇒地権者で構成、2階部分は農業生産の実働部隊⇒担い手で構成）
	51	<b>地域営農ビジョンの再検討</b> 促進計画や地域水田農業ビジョンと整合性を図り、地域（集落）としての営農ビジョンを再検討する。 （担い手（後継者）は？転作は？作付作物は？機械利用は？余剰労働力の活用方法は？等について検討）
	52	<b>利益向上対策検討</b> 営農経費（支出部門）を削減する方法と付加価値のある物作り（収入部門）を拡大する方法（対策）を地域全体で検討し、農家個々の利益向上を図る。（基盤整備された農地を最大限に有効活用する。）
	53	<b>共同作業（生産・加工・販売）</b> 利益向上の一つの方法として、担い手を中心に組織化し、生産・加工・販売までの共同作業を検討する。 （部門毎に役割分担する。⇒法人化へ向けた取り組みも検討する。）
	54	<b>農用地利用改善団体の設立</b> 事業完了後も持続的に効率的な土地利用調整を実施するために地権者で構成する農用地利用改善団体の設立を検討する。

⑥新たな地域農業への取り組み

NO.9

推進項目	マス NO.	実施ポイント 《基本的に各項目の実施主体は、推進役員、農用地利用改善団体等》
	55	<b>事業効果発現の追求</b> 農業農村活性化計画（促進計画）の実現に向け、新たな地域農業への取り組む。